

事故発生時の緊急連絡体制図

事故の発生

大原則※①②

事故の大小を自身で判断することなく、必ず警察へ連絡する。（道路交通法72条1項「事故報告義務」）

※① 通報を怠った場合、後程事故現場の所轄警察署に改めて出向かなければなりません。

※② 同じく、保険請求が困難になる場合があります。

ドライバーの任務

- ケガ人がいる場合は、消防署に連絡し、救急車を手配。
- ケガ人の手当て。（周囲の方の協力を仰ぐ。）
- 乗客の安全確認と安全確保。
- 警察へ事故の急報。
- 相手方の住所・氏名・車両等の確認と記録。
- 事故目撃者の確保。
- 会社への連絡。（※いずれかへ連絡。）

連絡

※各営業所固定電話、及び携帯電話へ直接連絡する。

北上本店営業所
0197-73-6901

安全統括管理者 または 運行管理者 (1)(2)のうちいずれか一人

雫石営業所
019-613-4675

運行管理者 (1)(2)のうちいずれか一人

連絡

ドライバーへの指示

- 死傷者の救出と乗客の安全確保
- 運行の継続、または送還の判断と具体的方法の指示
- 現場応援の手配確認
- その他状況に応じ、ドライバーがとるべき措置と注意事項の指示

代表取締役 佐井 隆

速報対象の事故の場合

所定の手順で管轄の運輸支局へ連絡

岩手運輸支局 輸送監査部門 019-638-2155